

## 介護給付費適正化事業年次計画 大曲仙北広域市町村圏組合

令和1年5月7日

□第7期介護保険事業計画において定めている、当組合の介護給付費適正化事業の目標の達成に向けて、年間の実施計画を策定する。  
前年度の実施状況を分析し、翌年度の計画に反映させる。

### ■平成31年度（令和元年度）

	平成30年度実施状況	課題等分析結果	平成31年度（令和元年度）実施計画
1. 要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査票の全調査項目、及び特記事項について全件点検を実施</li> <li>・全調査における保険者調査の実施割合（7,475件/8,288件、90.2%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定調査の直営化促進に伴い、委託による調査が減少したため、H30はスキルアップ研修の開催を見送った。実施方法の見直しが必要と考えられる。</li> <li>・保険者調査の割合が見込み（80%）を大きく超えた。今後は想定される保険者専従調査員の退職、新採用への対応が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き認定調査票の全件点検を実施する。</li> <li>・保険者専従調査員の人材確保が課題になることを見通し、今後、迅速な要介護認定を実施することから、認定調査員証を交付している方々を対象に調査業務の平準化及びスキルアップの研修会を開催する。（対象者 120名）</li> <li>・全調査における保険者調査の実施割合の維持向上を図る。（実施目標 90%）</li> </ul>
2. ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画どおり、ケアプラン分析システムを活用した対象者の選定を行い点検を実施。小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーも対象とした。（18件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給限度額に対する利用率の高い有料老人ホーム入居者の担当ケアマネジャーには訪問介護のサービス利用について検討してもらう機会を提供することができた。今後もケアプラン分析システムを活用し、同様のケアプランについてケアマネジャーに検討してもらえるように機会を提供していきたい。また、ケアプラン点検「受講なし」で「希望あり」のケアマネジャーも対象としていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の事業所の選定にケアプラン分析システムを活用する。</li> <li>※点検対象プランの選定について ①同一法人（グループ法人）内での利用が多い②事業所内で作成しているプランのサービスの種類に偏りがある③要介護度が高いにも関わらず、利用しているサービスが少ない④有料老人ホームに入居し、訪問介護を限度額いっぱい利用している以上①～④のケアプランについて実施する。</li> <li>その他、ケアプラン点検「受講なし」で「希望あり」のケアマネジャーを優先的に対象とする（予定件数 18件）</li> </ul>
3. 住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の点検 事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施（1件 介護保険の給付対象であると判断）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具利用実態調査について、調査前の分析や調査を行う人員の確保ができないなど、体制が整わず実施できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の点検 実施方法は前年度と同様に、事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施する。（見込み件数 5件）</li> <li>・福祉用具利用実態調査 実施方法は前年度と同様に、不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象とする。聞き取り調査項目の見直しを行う。（見込み件数 10件）</li> </ul>

<p>4. 縦覧点検・医療情報との突合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連への委託により実施</li> <li>・請求に関する介護保険事務所への問い合わせに対しては、指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化につながり、引き続き国保連への委託による実施が適当と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に引き続き、国保連への委託を行うが、事業所の過誤等の問い合わせについては、解釈について説明するなど適切な請求への意識付けを行っていく。</li> </ul>
<p>5. 介護給付費通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、要介護更新申請の勧奨通知に直近の介護給付費通知を同封し、自分が使っているサービスの内容と費用について確認してもらう。 (4,096件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過誤の発見につながるようなケースはなかったが、問い合わせが数件あったことから、ある程度の効果はあったと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法は、前年度と同様に勧奨通知に同封し送付する。(見込み件数 4,300件)</li> </ul>